

泉看護小規模多機能

(指定看護小規模多機能型居宅介護)

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(仙台市指定 介護保険事業所番号 0495500837 号)

当事業所は、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定をまだ受けられていない方でもサービスの利用は可能です

1. 事業者

- 法人名 : 医療法人 松田会
- 代表者氏名 : 理事長 松田 恵三郎
- 法人所在地 : 宮城県仙台市泉区実沢字立田屋敷17番地の1
電話番号 : (022)-378-5666 FAX 番号 : (022)-342-6222

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護

2025年1月15日仙台市指定 0495500837号

(2) 事業の目的

当事業所は適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定看護小規模多機能型居宅介護の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とします。

(3) 当事業所の運営方針

1. 要介護状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

2. 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

4. 利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めます。

5. 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

6. 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

7. 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行います。

8. 前7項のほか、「仙台市の定める条例」の内容を遵守し、事業を実施します。

(4) 事業所の名称 泉看護小規模多機能

(5) 事業所の所在地 仙台市泉区泉中央1丁目39番1

(6) 電話番号 022-374-0887

(7) 管理者氏名 川端 弥生

(8) 開設年月日 2025年1月15日

(9) 登録定員29名(通いサービス定員18人、宿泊サービス定員9人)

(10) 居室等の概要当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。

居室等の概要	設備の種類室数	備考
個室	9室	m ²
居間・食堂コーナー	1室	1 m ²
浴室	浴室2室(家庭浴) 脱衣室	
相談室	1室	m ²

その他消防設備(消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避難器具、誘導灯及び誘導標識)

※上記は、厚生労働省が定める基準により必置が義務付けられている施設・設備

3. 営業日及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 仙台市泉区、青葉区(旭ヶ丘、川平、北根、桜ヶ丘、台原、滝道、中山、西勝山)

(2) 営業日及び営業時間

営業日 365日

通いサービス 8時30分～16時30分

宿泊サービス 16時30分～8時30分

訪問サービス 24時間

看護サービス 8時30分～17時30分

尚、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境をふまえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者 1名

- ・事業所の従事者の管理及び業務の管理

(2) 介護支援専門員 1名以上の必要数

- ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者及びご家族の日常生活上の相談、助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整。

(3) 看護職員常勤換算方法で2.5名以上の必要数(1名以上は常勤の看護師)

- ・利用者の衛生管理、看護業務を行う。
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

(4) 介護職員 7名以上の必要数

- ・利用者に対しての必要な介護及び世話。支援を行う
- ・利用者の衛生管理、及び日常生活全般にわたる介護業務

<主な職員の配置の状況>

日中（通い）常勤換算方法で、利用者3人に対して1名以上の必要数

日中（訪問）常勤換算方法で2名以上の必要数

また、宿泊に対して1名以上の夜勤職員および宿直職員を配置します。

その他自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の3つの場合があります。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険の給付対象となる場合（介護保険の給付となるサービス） (2) 利用料金が医療保険の給付対象となる場合（医療保険の給付となるサービス） (3) 利用料金の全額をご契約者に負担頂く場合（保険の給付とならないサービス） |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1割、2割又は3割の金額となります。サービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

(2) 利用料金が医療保険の給付対象となるサービス

- ・末期の悪性腫瘍により医療保険の訪問看護が行なわれる場合
- ・特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行なわれる場合

(3) 利用料金の全額をご契約者に負担頂くサービス

別紙料金表参照

<サービスの概要>

(I) 通いサービス

【介護サービス】

- ・事業所サービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の必要な援助を提供します。

①日常生活上の世話及び機能訓練

②食事の提供（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払い頂きます）

③入浴介助

④送迎

(II) 訪問サービス

【介護サービス】

- ・利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービスのための必要備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ①利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ②飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④その他契約者もしくはその家族に対する迷惑行為

*通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

【看護サービス】

・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに限り、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整を図りながら看護サービスの提供を行います。

- ①病状・障害の観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事および排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩その他医師の指示による医療処置

(Ⅲ) 宿泊サービス

・当事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の援助や機能回復訓練を提供します。

(Ⅳ) 相談・助言等

・利用者やその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行います。

<サービス利用料金> (別紙参照)

通い・訪問・訪問看護・宿泊をすべて含んだ一月単位の介護保険利用の額

利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)です。(短期利用居宅介護費は日額です)

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じた金額をお支払い下さい。

なお、法定代理受領の場合は、給付額を除いた金額(原則としてサービス利用料金の1割、2割又は3割)をお支払い頂きます。

*登録定員を超えている場合若しくは人員配置不足、およびサービスの利用平均が週あたり4回に満たない場合には、上記金額の70/100を乗じた金額を算定します。

*主治医が、末期の悪性腫瘍その他、別に厚生労働大臣が定める疾病等により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

●当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日に

つき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算します。

- ◆月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。ただし、月途中からの登録または登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

「登録日」・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

「登録終了日」・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

- ◆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ◆利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。
- ◆介護保険から給付額に変更があった場合、変更額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)(3)の料金は1か月ごとに計算して請求いたしますので、翌々月の12日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
ア. 現金支払い
イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

(5) 利用の中止、変更

- 看護小規模多機能型居宅介護は、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の状態・希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護および看護を提供するものです。
- 利用予定日の前に、利用者の都合によって、看護小規模多機能型居宅介護の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 前5項の(3)のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(6) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、その置かれている環境等を十分に踏まえて、援助の目標や具体的サービスを作成・記載します。看護サービスについては、看護師等と密接な連携を図り、利用者の希望・主治医の指示・看護目標及び具体的なサービス内容等を記載します。

事業所は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

(7) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録はサービス完結の日から5年間保存することとします。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について（契約書第20条参照）

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び事業所の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業所は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用、提供または収集します。また、使用するに当たっては、利用者及び家族の同意を得るものとします。

- 利用者に関わる居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の立案や円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議での情報提供
- 介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整
- 利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
- 利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合

7. 契約の終了について

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

1. 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援又は、自立と判定された場合
2. 利用者が施設入所された場合
3. 利用者の契約解除の申し出があった場合
4. 利用者及び家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
5. 事業者のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
6. 利用者が死亡した場合

8. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 加賀 智彦

○苦情解決責任者（管理者） 川端 弥生

○受付時間 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

【市町村の窓口】

○仙台市（保険者） 介護事業支援課居宅サービス指導係

所在地 仙台市青葉区国分町 3-7-1

電話番号 022-214-8192

○泉区役所 介護保険課 介護保険係

所在地 仙台市泉区泉中央 2-1-1

電話番号 022-372-3111

○青葉区役所 介護保険課 介護保険係

所在地 青葉区上杉 1 丁目 5-1

電話番号 022-225-7211

【公的団体の窓口】

宮城県国民健康保険団体連合会（宮城県国保連合会）

所在地 仙台市青葉区上杉 1-2-3

電話番号 022-222-7700

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後16時

（祝日及び12月29日～1月3日までを除く）

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者や利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開催：概ね2ヶ月に1回以上開催。

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講

じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 - ・虐待防止に関する責任者 管理者 川端 弥生
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

12. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

医療法人 松田会 松田病院 電話番号 022-378-5666

医療法人 松田会 松田病院（歯科） 電話番号 022-378-5666

医療法人 松田会 エバーグリーン病院 電話番号 022-378-8887

13. 非常災害時の対応

非常災害等には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者様も参加して行います。

消防用設備：自動火災報知器、消化器等消防法による設備を設置しています。

地震、大水等災害発生時の対応：災害マニュアルに基づき緊急体制の確保、対応を行います。

14. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証、介護保険負担割証、健康保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器機は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動の他、勧誘行為などの他の利用者様や職員に迷惑となる行為はご遠慮ください。

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所所在地	仙台市泉区泉中央1丁目39番1
事業所名	泉看護小規模多機能
管理者氏名	管理者 川端 弥生
説明者氏名	説明者

上記内容の説明を事業者から受け、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所	
利用者 氏名	
代理人 住所	
代理人 氏名	

個人情報に関する同意書

当事業所は、ご利用様が安心して一日を過ごし、尊厳ある人生を送って頂けるよう、在宅サービスの提供をしております。

この事業所サービス提供に当たりまして、的確且つ迅速に実施するためにも、ご利用者様又はそのご家族様からの情報提供が必要となります。以下に記載します当事業所におけるご利用者様又はそのご家族様からご提供頂きます情報の利用目的をご理解の上、情報提供とその利用にご同意下さいますようお願い致します。

1. ケアプランの作成、介護サービス提供にかかる計画の作成、提供したサービス記録および事故状況等の記録への利用
2. 居宅介護支援事業者等他の介護サービス事業者との連携
3. ご利用者様に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
4. 事業所事務上の利用 介護給付の請求事務等
5. 行政からの依頼による情報提供
6. ご利用者様又はそのご家族様には、個人情報開示要請の権利を有し、当該情報の誤認がある場合には、訂正・削除を要請する権利があります。
7. 個人情報に関する開示、訂正及び削除や個人情報の利用・提供の拒否に関する事項についてのお問い合わせは以下の通りと致します。

医療法人松田会 泉看護小規模多機能

住 所 仙台市泉区泉中央1丁目39番1

電 話 022-374-0887 FAX 022-374-0886

担 当 川端 弥生

上記以外の目的（第三者提供等）で個人情報を利用する場合には、個別にご利用者様からの同意を得た上で利用いたします。

令和____年____月____日

【事業所】 住 所 仙台市泉区泉中央1丁目39番1
事業者名 医療法人 松田会
事業所名 泉看護小規模多機能
管 理 者 川端 弥生

【ご利用者様】

住 所

氏 名

【ご家族様】

住 所

氏 名

泉看護小規模多機能 料金表

令和7年1月15日 現在

1.基本料金（1ヶ月当たり）（1単位＝10.33円）

要介護区分	単位（月）	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12,447単位/月	12,858円/月	25,716円/月	38,574円/月
要介護2	17,415単位/月	17,990円/月	35,980円/月	53,969円/月
要介護3	24,481単位/月	25,289円/月	50,578円/月	75,867円/月
要介護4	27,766単位/月	28,683円/月	57,365円/月	86,047円/月
要介護5	31,408単位/月	32,445円/月	64,889円/月	97,334円/月

短期利用居宅介護費

要介護区分	単位（月）	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	571単位/月	590円/月	1,180円/月	1,770円/月
要介護2	638単位/月	659円/月	1,318円/月	1,977円/月
要介護3	706単位/月	730円/月	1,459円/月	2,188円/月
要介護4	773単位/月	799円/月	1,597円/月	2,396円/月
要介護5	839単位/月	867円/月	1,734円/月	2,600円/月

2.各種加算料金

地域単価10.33円

加算の名称	単位数	1割負担	2割負担	3割負担	備考（主な要件等）
<input type="checkbox"/> 初期加算	30円/日	31円/日	62円/日	93円/日	登録日から30日間に限る
<input type="checkbox"/> 認知症加算（Ⅰ）	920単位/月	951円/月	1,901円/月	2851円/月	認知症介護実践リーダー研修修了者の配置、認知症介護指導者研修修了者を1名配置し認知症指導を実施。認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して認知症ケアを行った場合
<input type="checkbox"/> 認知症加算（Ⅱ）	890単位/月	920円/月	1,839円/月	2758円/月	認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置し認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方に対して認知症ケアを行った場合
<input type="checkbox"/> 認知症加算（Ⅲ）	760単位/月	785円/月	1,570円/月	2355円/月	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
<input type="checkbox"/> 認知症加算（Ⅳ）	460単位/月	476円/月	951円/月	1,426円/月	要介護区分が要介護2であり認知症日常生活自立度Ⅱの方
<input type="checkbox"/> 若年性認知症利用者受入加算	800単位/月	827円/月	1,653円/月	2,480円/月	65歳未満の方に対し個別の担当者を定めて受け入れた場合
<input type="checkbox"/> 栄養アセスメント加算	50単位/月	52円/月	104円/月	155円/月	多職種で栄養アセスメントを実施利用者又は家族に結果を説明
<input type="checkbox"/> 栄養改善加算	200単位/回	207円/回	414円/回	620円/回	1月に2回を限度 必要に応じてご自宅を訪問
<input type="checkbox"/> 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	20単位/回	21円/回	42円/回	62円/回	6ヶ月ごとに口腔及び栄養状態について確認し介護支援専門員に文書で共有した場合
<input type="checkbox"/> 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	5単位/回	06円/回	11円/回	16円/回	6ヶ月ごとに口腔または栄養状態について確認し介護支援専門員に文書で共有した場合
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位/回	155円/回	310円/回	465円/回	共通：月2回を限度 併算定は不可 （Ⅱ）：LIFEへ情報提出
<input type="checkbox"/> 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位/回	166円/回	331円/回	496円/回	
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	600単位/回	620円/回	1,240円/回	1,860円/回	退院後、初回訪問看護に限る （厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方は2回に限る）
<input type="checkbox"/> 緊急時対応加算	774単位/月	800円/月	1,599円/月	2,399円/月	24時間連絡・訪問できる体制があり、緊急時における宿泊ができる
<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅰ）	500単位/月	517円/月	1,033円/月	1,550円/月	病状に応じた計画的な管理を行なった場合に加算。厚生労働大臣が定める特別な管理が必要な方
<input type="checkbox"/> 特別管理加算（Ⅱ）	250単位/月	259円/月	517円/月	775円/月	
<input type="checkbox"/> ターミナルケア加算	2,500単位/月	2,583円/月	5,165円/月	7,748円/月	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行なった場合の死亡月
<input type="checkbox"/> 訪問体制強化加算	1,000単位/月	1,033円/月	2,066円/月	3,099円/月	訪問サービスの提供に当たる常勤の従業員を2名以上配置し、全ての登録者に対する訪問サービス提供回数が延べ月に200回以上

□総合マネジメント 体制強化加算（Ⅰ）	1,200単位/月	1,240円/月	2,480円/月	3,719円/月	個別サービス計画の多職種協働による適時適切な見直しや病院等への日常的な情報提供等を行う等の体制が整備され地域住民等の相談体制や多様な主体が提供するサービスが提供されるような計画書の作成を行う場合
□総合マネジメント 体制強化加算（Ⅱ）	800単位/月	827円/月	1,653円/月	2,480円/月	個別サービス計画の多職種協働による適時適切な見直しや病院等への日常的な情報提供等を行う等の体制が整備されている場合
□褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	03単位/月	3円/月	6円/月	9円/月	共通：他職種が共同して褥瘡の発生とリスク評価を行い、褥瘡ケア計画を作成し、継続的に褥瘡管理を行う LIFEへ情報提出 (Ⅱ)：褥瘡の治癒、またはリスクはあるが褥瘡が発生しなかった
□褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位/月	14円/月	27円/月	41円/月	
□排せつ支援加算（Ⅰ）	10単位/月	11円/月	21円/月	31円/月	共通：全ての利用者に対し、排せつ介護への適切な対応により、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止が見込まれるよう、他職種が協働して支援計画を作成し、実施した場合 LIFEへの情報提供 (Ⅱ)：維持・改善、またはおむつの使用なし 尿道カテーテルの抜去 (Ⅲ)：(Ⅱ)のいずれも適合 尿道カテーテルの抜去 かつ、おむつの使用なしに改善
□排せつ支援加算（Ⅱ）	15単位/月	16円/月	31円/月	47円/月	
□排せつ支援加算（Ⅲ）	20単位/月	21円/月	42円/月	62円/月	
□科学的介護推進体制加算	40単位/月	42円/月	83円/月	124円/月	利用者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省3月に1回提出
□介護職員 処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位の14.6%				介護職員の処遇改善のための加算
□特別地域看護小規模多機能型 居宅介護加算	合計単位の15%				

* 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

食費	朝食：450円、昼食：750円、夕食:750円、お茶とお菓子代：100円
宿泊費	3,800円/日

項目	金額	内容
電気使用料 (個別に持込みした場合)	50円/日	テレビ、ラジカセ、電気毛布、加湿器等
	100円/日	冷蔵庫、電気ストーブ等
行事費	実費	
レクリエーション材料費	実費	
紙おむつ代	160円/枚	
紙パンツ代	160円/枚	
尿取りパット代	50円/枚	
生活必需品費	実費	
写真代	30円/枚	
私物洗濯代	770円/袋	ご希望の方のみ業者に依頼して実施